

基本構想・基本計画の大枠の考え方について（起草部会案）

本審議会の答申を受け、区が、平成 19 年度に策定する新基本構想及び新基本計画の大枠の考え方については、以下によることを起草部会として提案する。

【 基本構想 】

基本構想では、「めざすまちの姿」とそれを実現するための「まちづくりの基本目標」を明示する。

「まちづくりの基本目標」は、区民会議提言をベースに、生活者の視点を踏まえた大きな括りとしての「生活課題」に即したものとして設定する。

このため、必要に応じて、縦割りの行政分野別にとられない横断的なものにする。

上記以外に、「行政の基本的姿勢」「基本理念」についても記述が必要と思われるが、具体的には別途、提案する。

【 基本計画 】

基本計画では、基本構想の「まちづくりの基本目標」を受け、行政分野別の縦割りにこだわらない、区民の視点から見た横断的な構成により、「まちづくりの基本目標」の実現に向けた基本的施策の方向性を明示する。具体の事業については明示しない。

基本計画では、「まちづくりの基本目標」ごとに、その下に幾つかの「個別目標」を設定する。

「個別目標」にはそれが達成されたかどうかを評価・検証するため、「成果指標」を設定する。

基本計画は、施策の推進状況や資源の状態の変化などに応じて、柔軟に見直しや修正ができる計画とする。

このため、基本計画には、行政評価制度を組み込み、「成果指標」を用い、目標達成に向けての効果を検証し、予算との連動を図る中で、状況に応じた施策の柔軟な見直しや修正を行なうものとする。

基本計画には、基本施策を幾つか組み合わせて重点プラン（プロジェクト型のリーディング・プランのようなもの）を設定することを検討する。

基本計画は、課題別分野計画との関連を十分考慮した計画とする。

【 区民会議提言との関係 】

区民会議提言に示された考え方、方向性等については、原則、その趣旨は新基本構想及び新基本計画に盛り込む。

個別具体の提言についても、その趣旨は原則、新基本計画に盛り込み、提言の事業化については、基本的に「新基本計画期間で、検討を行うもの」とする。

上記個別具体提言事項について、区が今後どのように取り組むかについては、「区民、専門家等によるチェックのしくみ」を検討するものとする。